

随意契約理由及び比較見積省略理由書

南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター
No. 1送風機設備長寿命化対策工事

本工事は、南部水みらいセンターに設置されている送風機設備のうち、No. 1送風機が経年劣化が発生しているため、不良部品の取替を行い本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作・据付されたものである。

従って本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社荏原製作所以外にないため、大阪府との営業窓口である同社大阪支社より見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。